

浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について

- 〔平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号〕
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
- 一部改正 平成 26 年 3 月 20 日付け 25 水港第 3239 号
一部改正 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 水港第 4011 号
一部改正 平成 28 年 1 月 20 日付け 27 水港第 2670 号
一部改正 平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水港第 3181 号
一部改正 平成 29 年 3 月 27 日付け 28 水港第 3292 号

第 1 趣旨

漁獲量の減少や資材高騰等により疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するためには、改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた浜の活力再生プランを策定し、実行することにより、漁村における漁業者の所得向上を実現させ、もって漁村の活性化を図る必要がある。

この通知は、自らの地域の真の活性化を目指す地域水産業再生委員会が浜の活力再生プランを策定し実行するに当たり、その内容、策定方法、見直し方法、浜の活力再生プランと連携する関連施策に関する基本的考え方等について定めるものである。

第 2 策定方法

浜の活力再生プランは、次に掲げる方法により策定するものとする。

- 1 浜の活力再生プランは、漁村地域の活性化を図るための漁業者の所得向上を目的として、別記様式第 1 号により策定するものとし、漁業収入向上及び漁業コスト削減に向けた対策等の内容を記載しなければならない。
- 2 浜の活力再生プランの策定に当たっては、関係者の合意を得たものでなければならない。
- 3 浜の活力再生プランの実施期間は 5 ヶ年度以内とするが、当該期間を超えて当該プランと連携して実施する事業がある場合には、当該事業の終了年度を浜の活力再生プランの終了年度とする。

第 3 策定主体

浜の活力再生プランを策定する策定主体は、以下に定める要件を満たす地域水産業再生委員会とする。

- 1 市町村、漁業関係機関（水産業協同組合、漁業者団体等）、漁業者及び本事業の取組に参加する加工業者、流通業者等を構成員とすること。ただし、次に掲げる者は必須の構成員とする。
 - (1) 当該地域で水産業の中核をなす水産業協同組合又は漁業者団体
 - (2) (1) の水産業協同組合又は漁業者団体が位置する市町村。ただし (1) の区域が当該市町村を超える広域である場合にあつては、浜の活力再生プランに取り組む漁業者の活動拠点となる市町村。

- 2 浜の活力再生プラン策定にかかる取組の中心的組織として活動しなければならない。
- 3 地域水産業再生委員会の活動を適正かつ効率的に行うため、同委員会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域水産業再生委員会の運営等に係る規約（以下「委員会規約」という。）があること。
ただし、委員会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていない。
- 4 地域水産業再生委員会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができることとする。

第4 承認

- 1 第2により浜の活力再生プランを策定した地域水産業再生委員会は、関係する都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行うものとする。その際、当該都道府県は、当該プランが都道府県及び市町村の施策に整合していることを確認するものとする。
- 2 水産庁長官は1により承認申請のあった浜の活力再生プランが、以下の要件を全て満たす場合に、承認するものとする。
 - (1) 当該漁村地域における関係漁業者の所得が、当該プランに掲げる目標年度までに1割以上増加することが見込まれること。
 - (2) 漁業収入の向上及び漁業コストの削減に対する取組を合わせて実施するものであること。
 - (3) 水産基本計画（平成24年3月23日閣議決定）等、国の施策に整合していること。
- 3 浜の活力再生プランの承認後に浜の活力再生プラン推進事業実施要綱第2に掲げる事業を活用してその内容の変更を行う場合又は別記様式第1号別添浜の活力プラン「3 活性化の取組方針」の大幅な変更を行う場合は、第2並びに1及び2に準じて行うものとする。また、変更前の浜の活力再生プランに掲げる目標の引下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- 4 承認後において、2の要件を満たさないことが判明した場合、水産庁長官は2の承認を取り消すものとする。

第5 達成状況報告

- 1 地域水産業再生委員会は、浜の活力再生プランの目標年度の翌年度において、目標の達成状況について、翌年度9月末日までに、関係する都道府県を通じて水産庁長官に報告するものとする。
- 2 報告は、地域水産業再生委員会が自ら評価を行った上で、別記様式第2号により行うものとする。

- 3 水産庁長官は、1 の評価の報告を受けた場合には、その内容について確認を行い、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

第6 浜の活力再生プランと関連施策の連携

浜の活力再生プランの取組効果を高めるため、次に掲げる事業を浜の活力再生プランの関連施策とし、浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域及び漁業者等を優先的に支援対象とする。なお、連携の具体的な方法等については、各関連施策の事業実施要綱等において別途定めるものとする。

1 浜の活力再生プランを事業の採択要件とする施策

次に掲げる事業は、浜の活力再生プランと整合した内容であることが適当であるため、当該事業は第4の2に基づき承認された浜の活力再生プランで規定された漁業者を対象とするものとする。

- (1) もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の4の(2)の「沿岸漁業版」に係る事業
- (2) 離島漁業新規就業者特別対策交付金（水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 浜の活力再生交付金（水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知））

2 浜の活力再生プランに関する優先配慮等を行う施策

次に掲げる事業については、第4の2に基づき、浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域を優先的に支援対象とすることで施策の効果が高まることが見込まれることから、地域の実情を踏まえつつ、原則として事業採択又は事業費の配分に当たり、当該漁村地域に対する優先配慮等を行うものとする。

- (1) 新規漁業就業者総合支援事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知））
- (2) 漁業者保証円滑化対策事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知））
- (3) 水産加工業経営改善支援事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知））
- (4) 生産海域等モニタリング体制整備事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知））
- (5) 漁村女性地域実践活動促進事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第2の別表5．担い手対策の1．漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業（5）漁村女性地域実践活動促進事業のイ地域実践活動取組支援事業）
- (6) 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知））
- (7) 有害生物漁業被害防止総合対策事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知））
- (8) 二枚貝資源緊急増殖対策事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月

- 8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知))
- (9) 水産多面的機能発揮対策事業(水産多面的機能発揮対策交付金実施要領(平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知))
- (10) 水産物供給基盤機能保全事業(水産物供給基盤整備事業等実施要領(平成13年3月30日付12水港第4457号農林水産事務次官依命通知))

第7 推進指導等

国は、地域の実態に即し、策定された浜の活力再生プランが適切に実施されるよう、また関連施策が効果的に実施されるよう地域水産業再生委員会と密接な連携を図るとともに、地方公共団体の協力を得つつ、地域水産業再生委員会に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

附 則(平成28年1月20日)

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月29日)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定により行うこととされている平成27年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月27日)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携についての規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

再生委員会の構成員	
オブザーバー	

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	
-----------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

--

(2) その他の関連する現状等

--

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

--

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

--

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

2年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

3年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

4年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

5年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

(4) 関係機関との連携

--

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上●%以上	基準年	平成●年度： 漁業所得	千円
	目標年	平成●年度： 漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

浜の活力再生プラン達成状況報告書
(平成●●年●●月●●日付け水産庁長官承認)

1 地域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

再生委員会の 構成員	〇〇漁業協同組合、〇〇市（町村）、〇〇漁業共済組合、株式会社〇〇（〇〇組 合代表）
オブザーバー	都道府県（行政部局、水産試験場）、消費者団体〇〇、実需者団体〇〇、NPO 法 人〇〇

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	
-----------------------	--

2 地域の現状（浜の活力再生プランの取組開始前）

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

--

(2) その他の関連する現状等

--

3 成果目標の達成状況

(1) 数値目標

漁業所得の向上●% 以上	基準年	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円
	目標年	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円

(2) 上記目標値の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 数値目標の達成状況

漁業所得の向上 ●%以上	基準年	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	
				基準年との比率
	1年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	105%
	2年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	105%
	3年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	110%
	4年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	109%
	5年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	112%
	漁業所得の増加額 (実績値) : ●●千円		漁業所得の増加率 (実績値) : ●%	

(4) 上記実績値の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

4 浜の活力再生プランの取組に対する事後評価

(1) 漁業収入向上のために行った取組内容及び評価

--

※必要があれば表などの資料を添付すること。

(2) 漁業コスト削減のために行った取組内容及び評価

※必要があれば表などの資料を添付すること。

(3) 取組の総合評価

※必要があれば表などの資料を添付すること。

5 地域の現状（浜の活力再生プランの取組を踏まえて）

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

(2) その他の関連する現状等

--

6 今後について

(今後の取組の方向性について具体的に記載する。)

--